

## 船舶事故調査報告書

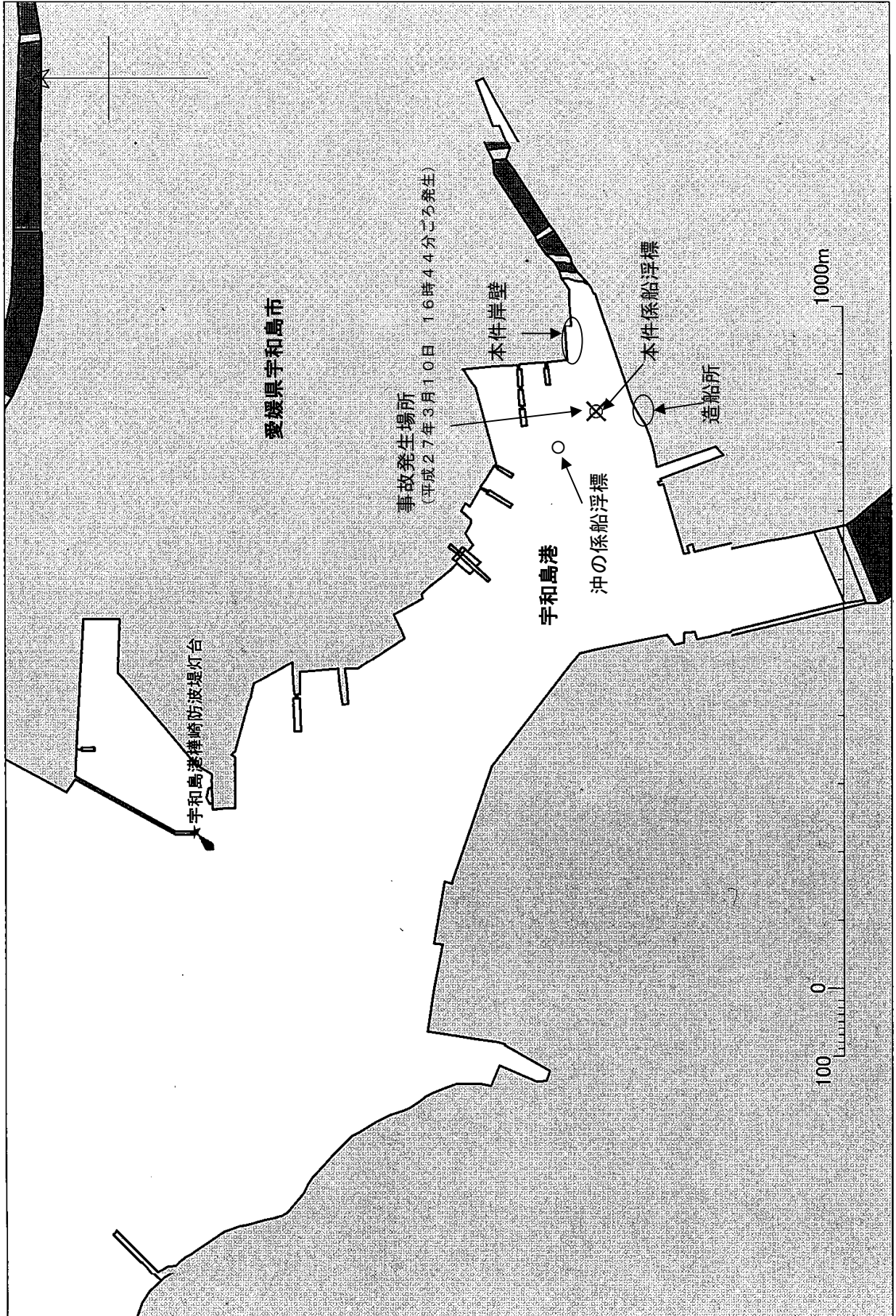
平成27年8月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（浮標）
発生日時	平成27年3月10日 16時44分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市宇和島港 宇和島港榑崎防波堤灯台から真方位133.5° 885m付近 （概位 北緯33° 13.23′ 東経132° 33.41′）
事故調査の経過	平成27年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客フェリー 第八くしま、259.23トン 122985、株式会社えひめ南汽船 39.55m×8.60m×3.00m、鋼 ディーゼル機関、661kW、昭和53年11月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和63年5月27日 免状交付年月日 平成24年12月4日 免状有効期間満了日 平成30年5月26日
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラ翼に欠損、舵底部及び船底に擦過傷 浮標 底部及び錨鎖部に擦過傷
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、宇和島港の専用岸壁（以下「本件岸壁」という。）において、乗客38人を乗せ、車両1台を積載し、船長が操船に当たり、機関長を船尾配置につけ、左舷着け状態から機関を後進にかけて離岸した。</p> <p>船長は、いつものように船首が本件岸壁西端を通過した辺りで右回頭して出港するつもりでいたところ、船首が本件岸壁西端を通過する前に、船首が川の流れて左舷方に圧流され始めたので、左回頭して出港することとし、右舵一杯とした。</p> <p>船長は、船尾で見張りを行っていた機関長から‘造船所の係船浮標’（以下「本件係船浮標」という。）に近づくと報告を受けたので、左舵一杯として機関を微速力前進としたが、前進行きあしとなる前に、機関長から本件係船浮標を巻き込むので機関を中立運転とするよ</p>

	<p>うに進言された。</p> <p>本船は、船長が機関を中立運転としたものの、平成27年3月10日16時44分ごろ、その船尾部が本件係船浮標に接触した。</p> <p>船長は、操舵室を出て左舷後方を確認したところ、対岸の造船所まで距離があったので、左回頭して出港しようと思い、操舵室に戻って舵を操作しようとしたが、機関室から警報ブザー音が聞こえ、舵が使用できない状態にあることを知った。</p> <p>船長は、本船が運航不能となったので、陸岸へ流されないように、対岸の造船所に依頼して左舷船首から沖の係船浮標に係留索を取ってもらうとともに、本船の右舷船尾部が同造船所の浮き棧橋に接触していたので、同棧橋に船尾に係留させて乗客を下船させた。</p> <p>本船は、漁船4隻によって元の着岸場所までえい航され、車両を降ろした後、対岸の造船所で修理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生経過概略図、写真1 本事故発生場所付近の状況、写真2 プロペラ翼の損傷状況、写真3 舵及び船底の損傷状況、写真4 本件係船浮標(底部)の損傷状況 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件岸壁付近は、河口付近に位置していた。</p> <p>船長は、本件係船浮標の存在を知っており、通常、機関を後進にかけて本件係船浮標の北方沖まで進出した後、右回頭して出港していた。</p> <p>船長は、機関長に対し、本船と本件係船浮標との距離を報告させていなかった。</p> <p>本船は、右回りの一軸船であり、バウスラストが装備されていなかった。</p> <p>本船の舵は、操舵装置の保護回路をリセットしたら作動するようになったが、舵角指示計の値と実際の舵角とにずれが生じていた。</p> <p>本件係船浮標は、一点係留であった。</p> <p>気象庁の気象データによれば、宇和島地区では、3月9日の昼間に降水量最大2.5mm/10分の雨が降っていた。</p> <p>本件岸壁前面の川の流れは、本事故当時、いつもより速かった。</p> <p>本船の宇和島港での運航中止基準は、風速13m/s、波高1.0m、視程500m以下であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、宇和島港において、主機を後進にかけて出港作業中、船首が川の流れで左舷方に圧流されたので、通常の操船方法とは異なる左</p>

	<p>回頭をして出港しようとした際、船長が本船と本件係船浮標との距離を把握していなかったことから、機関を前進にかける時機が遅れ、本件係船浮標と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、通常の出港操船では、船尾が本件係船浮標に接近することではなく、機関長に本件係船浮標との距離を報告させることがなかったことから、本船と本件係船浮標との距離を把握できなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、宇和島港において、主機を後進にかけて出港作業中、船首が川の流れて左舷方に圧流されたので、左回頭して出港しようとした際、船長が本船と本件係船浮標との距離を把握していなかったため、機関を前進にかけて左回頭する時機が遅れ、本件係船浮標と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら後方の状況が確認できない操船者は、後部の見張り担当者に障害物の有無及び障害物との距離を随時報告させること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生経過概略図

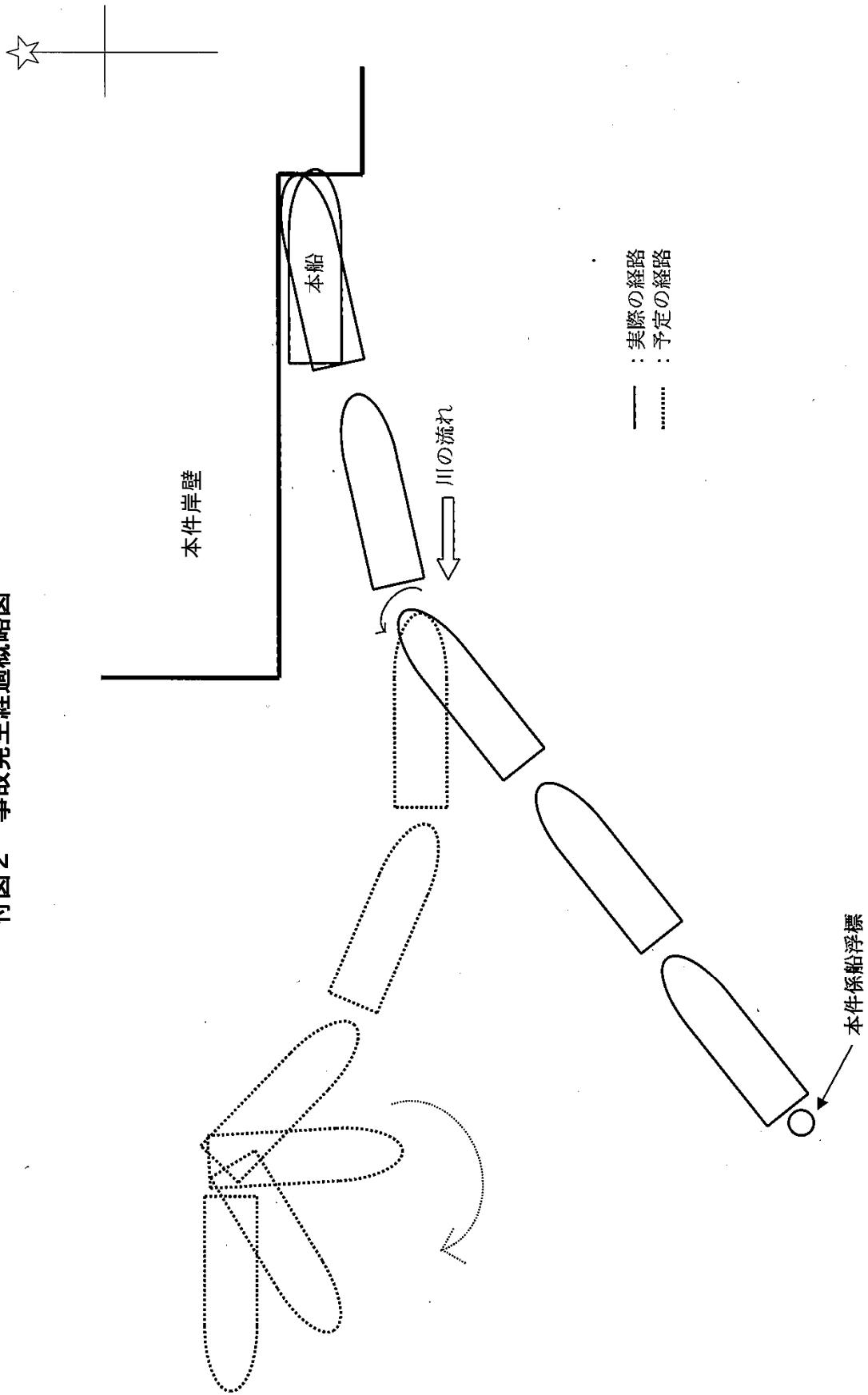
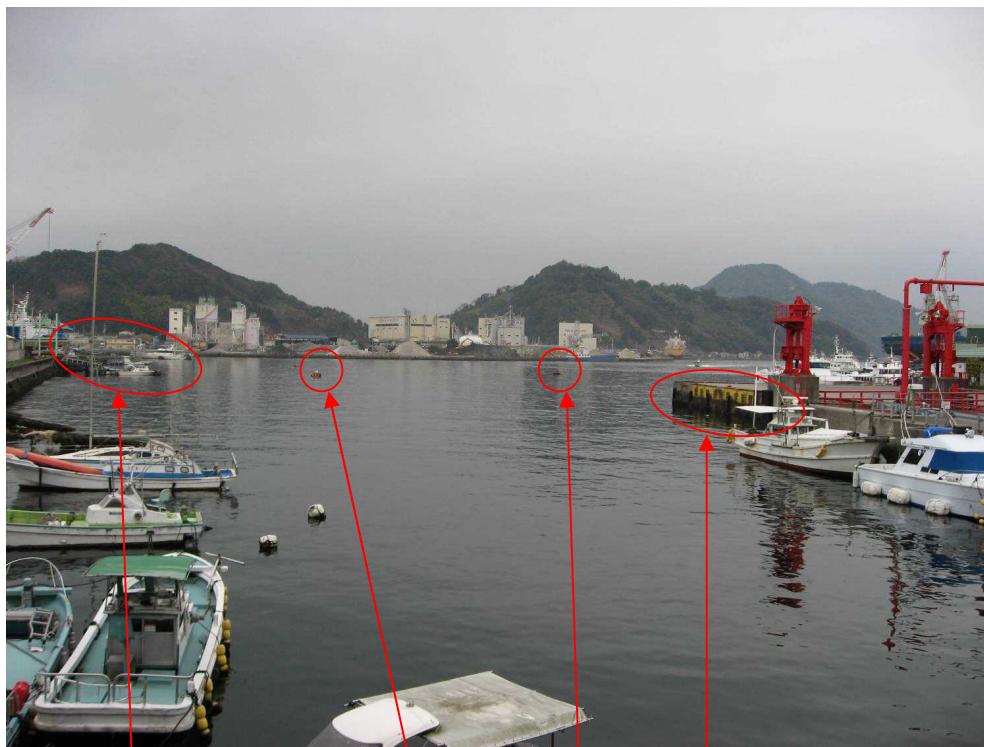


写真1 本事故発生場所付近の状況



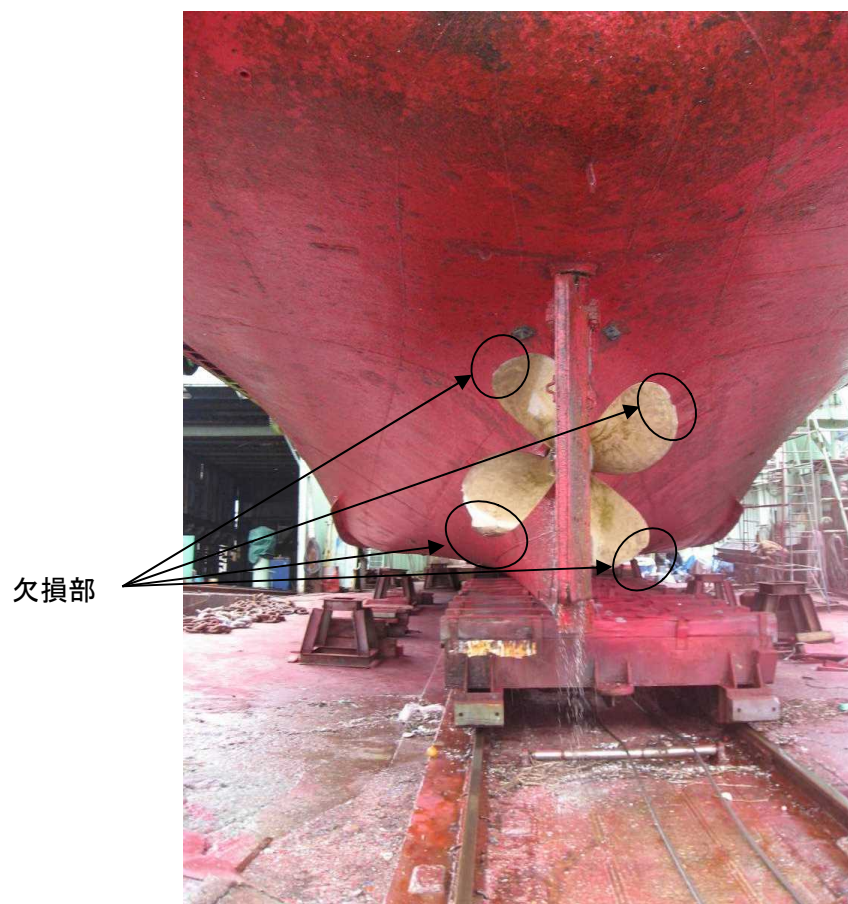
造船所の浮き棧橋

本件係船浮標

本件岸壁

沖の係船浮標

写真2 プロペラ翼の損傷状況



欠損部

写真3 舵及び船底の損傷状況

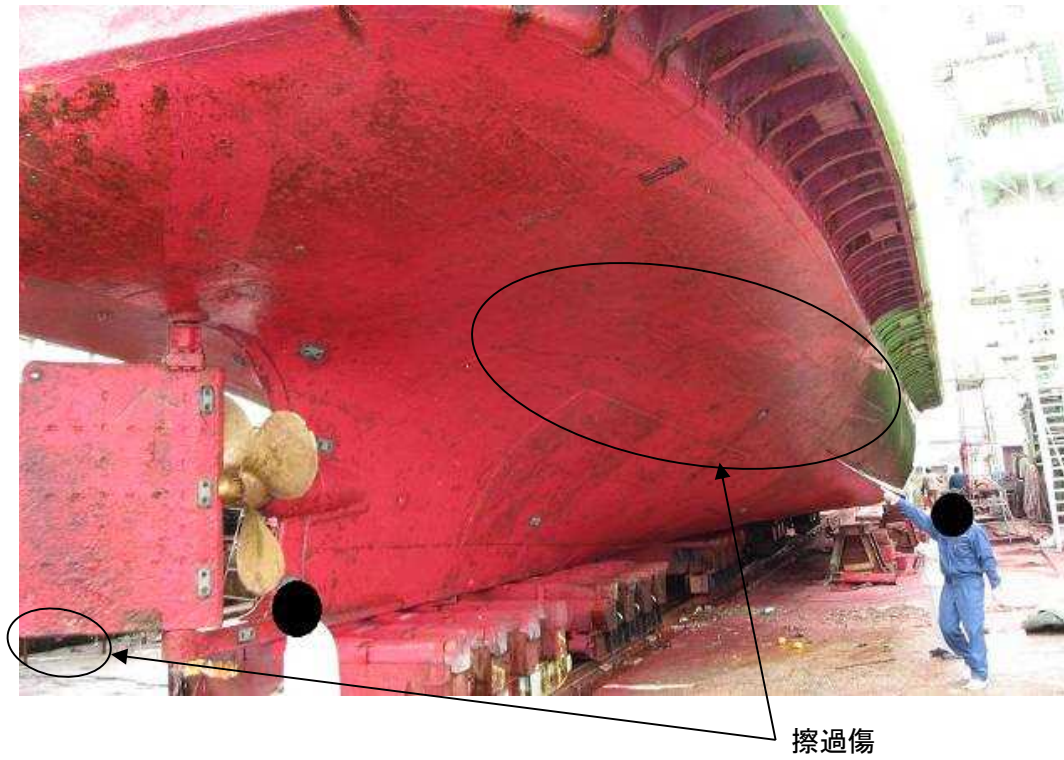


写真4 本件係船浮標（底部）の損傷状況

